

中部運輸局 自動車技術安全部

令和6年5月20日
定例記者懇談会発表

〈問い合わせ先〉

中部運輸局 自動車技術安全部

整備課 山口、武田 Tel. 052-952-8042

保安・環境課 西川、吉川 Tel. 052-952-8044

不正改造車 作らない！乗らない！

～6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です～

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にその排除が強く求められています。また、自動車の不正改造は、他者を巻き込む明確な犯罪行為であり、知らなかったでは済まされません。これらを認識し、**不正改造車を「作らない」「乗らない」**ことを周知しますのでご協力をお願いします。（実際の不正改造車の事例は、別紙1参照）

中部運輸局では、各行政機関や自動車関係団体の協力を得て、**自動車ユーザー等への啓発活動や街頭検査、不正改造車の情報収集**の取組みを下記のとおり行っておりますが、毎年6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として取組みを強化しています。

1. 不正改造車を「作らない」「乗らない」ための啓発活動

- ・ポスター（右図）・チラシ（別紙2）を新規に作成するとともに各行政機関、自動車関係団体等の協力を得て、デジタルサイネージ等を用い、周知・啓発を図ります。

2. 不正改造車を排除するための街頭検査

- ・警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、自動車関係団体等と連携し街頭検査を中部運輸局管内で実施予定です。街頭検査の結果、不正改造車を確認した場合は整備命令を発令します。

3. 不正改造車の情報収集

- ・中部運輸局及び管内各運輸支局では、年間を通じてホームページ上で不正改造に関する通報の受付を行っております。通報された情報をもとに不正改造車ユーザーに対して警告はがきを送付し、不正改造の改善及びその結果の報告を求めています。

○中部運輸局 不正改造通報受付

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/seibi/tsuhoh.html>

不正改造車の事例

タイヤ及びホイールの車体（フェンダー）からの突出



車体からタイヤ及びホイールが突出すると、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。また、適切なタイヤ及びホイールを使用しないと車体へ接触したり、ブレーキなどと干渉したりします。

不適切な灯火の取り付け



制動灯、方向指示器等は、灯火の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、事故を誘発するおそれがあるため、大変危険です。

窓ガラス（前面及び運転者席・助手席）へのステッカー貼付



前面及び運転者席・助手席の窓ガラスに、認められていないステッカーを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなるため、大変危険です。

窓ガラス（前面及び運転者席・助手席）への着色フィルム貼付



前面及び運転者席・助手席の窓ガラスに、保安基準に適合しない濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなるため、大変危険です。

不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

! このような改造は**不正改造**です。

① 基準不適合マフラーの装着/ 消音器の取り外し

基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。



② 灯火類の色の変更

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

③ タイヤ及びホイールの車体(フェンダー) 外へのはみ出し

適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。



④ 運転者席・助手席の窓ガラスへの 着色フィルム等の貼付 (貼付状態で可視光線透過率70%未満)

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。

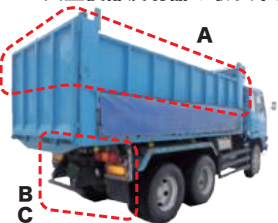


⑤ 基準外ウイングの取り付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

⑥ A. 荷台さし枠の取り付け・燃料 タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取り外し C. 大型後部反射器の取り付け



⑦ 速度抑制装置(スピードリミッター) の解除・取り外し



不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
 - 不正改造の内容
- をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



不正改造車を 作らない!!! 乗らない!!!

不正改造車の使用者

整備命令の発令

↳ 従わない場合**使用停止命令**の発令

不正改造を実施した者

6ヵ月以下の懲役

又は30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

不正改造チェック項目

乗用車

消音器
○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
○触媒等が取り外されていないか

サスペンション
○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車幅灯
○白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。）
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

番号灯
○白色であるか

後退灯
○白色であるか

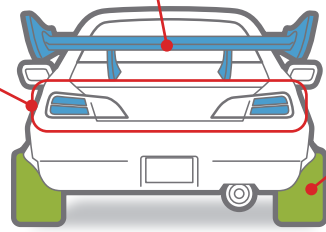
尾灯
○赤色であるか

制動灯
○赤色であるか

方向指示器
○橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器
○赤色であるか

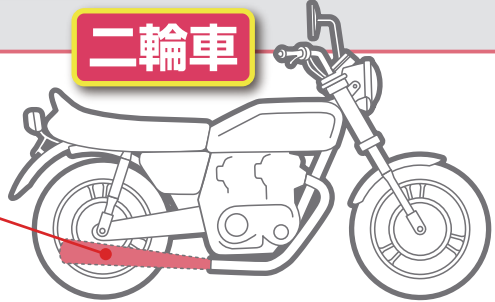
ウイング
○側方への翼形状を有していないか
○確実に取り付けられているか
○鋭い突起がないか
○その付近の最外側、最後端とならないか 等



二輪車

消音器
○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
○触媒等が取り外されていないか



乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダー
○運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス
○指定以外のステッカー貼付をしていないか
○前面ガラス等に裝飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー
○鋭利な突起がないか
○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるか

警音器
○音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯
○白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火
○赤でないか ○点滅しないか
○光度300cd以下であるか

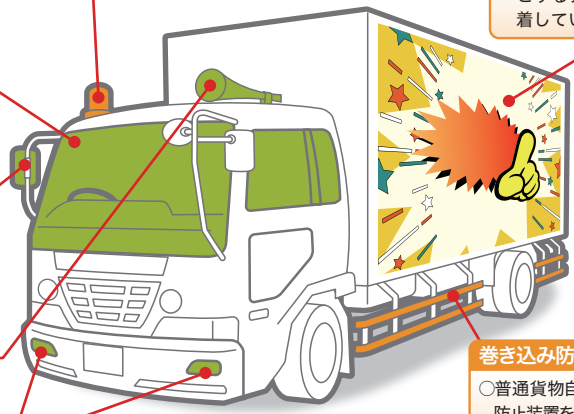
タイヤ
○回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡
○運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

回転灯
○緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
○道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか

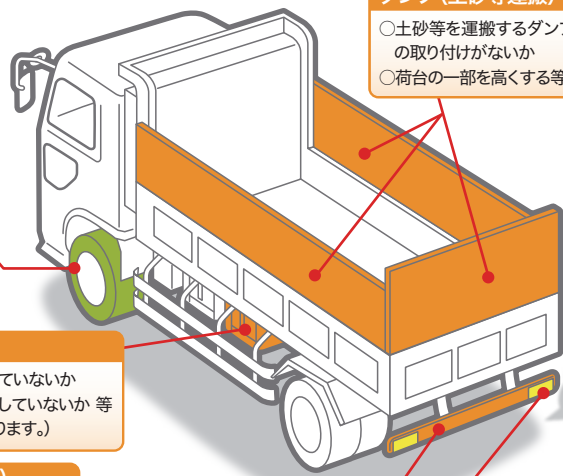
貨物車

禁止灯火
○走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか



巻き込み防止装置
○普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ（土砂等運搬）
○土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
○荷台の一部を高くする等の改造がないか



ディーゼル車の原動機
○黒煙汚染度は基準内であるか

二次架装
○新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
○容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか、等（構造等変更検査の手続きが必要になります。）

速度抑制装置（スピードリミッター）
○規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

突入防止装置
○自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器
○貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

不正改造は犯罪です!

バイクも

クルマも

交換用マフラーは

基準適合品を!



それって犯罪!

ダメ!ダメ! 違法マフラー

ネットで購入する際は
要注意です。

詳しくはQRコードを!

不正改造車の
使用者

整備命令の発令
▶ 整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

マフラー（消音器）に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

※車検がない原動機付自転車（～125cc）、軽二輪自動車（125～250cc）にもこの基準は適用されます。

1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

不適合例

■ マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの。

（例）マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



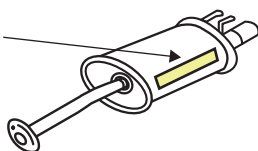
2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基準に適合するものの例

① 次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）自動車製作者表示（純正マフラー）

（例）自動車メーカー商号、商標等

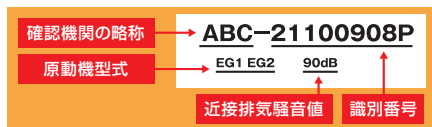


（ロ）装置型式指定品表示（自マーク）

（例）自

（ハ）性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

（例）



（性能等確認済表示の例）

確認機関の略称のサンプル例



（ニ）協定規則適合品表示（Eマーク）

（例）



（ホ）欧州連合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）

（例）



（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。）

② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

（イ）加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

（ロ）加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■ 外国の法令に基づく書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。

（ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。）

● COCペーパー（EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）

● WVTAラベル又はプレート（EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

注意！

平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考：不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令
▶ 整備命令に従わない場合については50万円以下の罰金

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金